７　避難確保計画

　平成２９年６月の水防法の改正に伴い、※１洪水及び土砂災害リスクの高い区域にある

※２要配慮者施設（以下「施設」という。）の管理者に避難確保計画（以下「計画」という。）の作成及び避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図るようになりました。計画の作成については、「避難確保計画作成・避難訓練実施の義務化について」（平成30年５月２日付浜健障第108号）において、通知しているところですが、改めて通知内容をお知らせいたしますので、計画の作成及び提出をしていない施設についてはすみやかに計画作成及び提出をするようにしてください。（洪水及び土砂災害リスクの高い区域に該当しない施設は計画の作成及び提出は不要です。）

※１　洪水及び土砂災害リスクの高い区域

　浸水想定区域及び土砂災害（特別）警戒区域を指します。

※２　要配慮者利用施設

水防法、土砂災害防止法等における要配慮者利用施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）が利用する施設を指します。

なかでも社会福祉施設とは、障害者支援施設・地域活動支援センター・障害福祉サービス事業の用に供する施設・児童福祉施設・障害児通所支援事業の用に供する施設などを指します。

（１）　洪水及び土砂災害リスクの高い区域に存する施設が行う必要があること

・計画の作成・提出

計画の作成及び提出をしていない施設については、速やかに作成及び提出をお願いします。また、既に計画を提出している施設において、計画の変更を行った場合は、変更後の計画の提出をお願いします。

・避難訓練の実施

　　作成した計画に基づく避難訓練を年１回以上実施してください。

なお、他の規定に基づき既に同様の情報伝達訓練や避難訓練を実施している場合は、当該訓練の実施をもって代えることができます。

※災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合は、その旨を従業員等に周知願います。

（２）作成する様式

　付属資料に記載の方法により、市ホームページより届出書の様式をダウンロードし、作成をお願いします。

　以下に応じて作成する様式が異なりますのでご注意ください。

新規で計画を作成する場合　　 　⇒　「避難確保計画作成届出書」

施設に変更や廃止があった場合　　⇒　「避難確保計画作成等変更・廃止届出書」

（３）提出方法・提出先

（２）において作成した各様式について、以下により提出してください。

【提出方法】メール、持ち込み、郵送（メールの場合は、ＰＤＦデータにて提出）

※持ち込み、郵送の場合の提出部数は１部としてください。

【提出先】浜松市健康福祉部障害保健福祉課　指導グループ

　　　　　〒430-8652　浜松市中区元城町103番地の2　浜松市役所本館２階

　　　　　メールアドレス　syoghuku-shidou@city.hamamatsu.shizuoka.jp

















